

## 消火器具設置に係る審査基準 1

この基準は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 10 条第 1 項及び消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 6 条に規定する消火器具並びに犬山市火災予防条例（昭和 37 年条例 13 号）第 29 条第 2 項に規定する消火器の設置に係る審査について必要な事項を定める。なお、この基準は令別表第 1 に掲げる防火対象物（以下単に「防火対象物」という。）又はその部分若しくは防火対象物の存する部分について規定するものであり、一般住宅及び屋外は規制の対象外とする。（防火対象物の屋上や底下などは、防火対象物の一部として規制の対象とする。）

### 1 用語の定義

#### (1) 消火器具

この基準における消火器具とは、令第 10 条第 1 項に規定する消火器具及び条例第 29 条第 2 項に規定する消火器のことをいう。なお、設置を指導する消火器具は粉末消火器 10 型（普通火災能力単位 3）を基本とする。ただし、粉末消火器では消火が困難な可燃物が存する場合は、可燃物に適した消火器具を設置すること。

### 2 消火器具の設置対象

規則第 6 条及び条例第 29 条第 2 項に規定する消火器具の設置対象を表 1 に掲げる。

【表 1】

法令		設置対象	付加設置の減免
規則第 6 条	第 1 項 第 2 項	令第 10 条第 1 項に掲げる防火対象物又はその部分（以下「令 10 条防対」という。）	—
	第 3 項	少量危険物、指定可燃物	有
	第 4 項	変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備	有
	第 5 項	鍛造場、ボイラー室、乾燥室、その他多量の火気を使用する場所	有
条例第 29 条第 2 項	第 1 号	火花を生ずる設備のある場所	有
	第 2 号	動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物等を煮沸する設備又は器具のある場所	有
	第 3 号	変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所	有
	第 4 号	鍛造所、ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所	有

第5号	核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所	有
第6号	溶接又は溶断の作業をする場所	有

### 3 消火器具の設置場所

表1の設置対象に消火器具を設置する場合は、規則第6条第6項及び規則第9条の規定により設置し、使用に際して容易に持ち出すことができ、避難上支障の無い位置に設置すること。なお、規則第6条第6項に規定する「歩行距離」とは、実際に人間が歩行する行程距離の長さであり、図面上の直線距離20mとは異なる。

### 4 消火器具の付加設置の減免

表1における「付加設置の減免」で「有」としている設置対象（以下「減免対象」という。）については、次により消火器具を減免することができるものとする。

- (1) 令10条防対の屋内に減免対象が存する場合、令10条防対に必要な消火器具の能力単位に、減免対象それぞれで算定した必要能力単位を加算し、令10条防対に設置する消火器具の能力単位及び歩行距離が充足できていれば、消火器具の付加設置は必要ないものとする。ただし、防火対象物の屋上や底下などで屋内に設置された消火器具を直接視認することができないような場所は、令10条防対に設置した消火器具による減免はできないものとする。
- (2) 防火対象物の屋上や底下などに、減免対象が複数存する場合、1つの減免対象に設置する消火器具で、他の減免対象に求められる能力単位及び歩行距離が充足している場合は、付加設置の必要がないものとする。
- (3) 表1の設置対象に表2の消火設備等を設置した場合は、規則第7条第2項、規則第8条第1項並びに第2項の規定に基づき次のとおり消火器具の能力単位の数値を減少することができる。ただし、消火設備等の適応性が設置する消火器具の適応性と同一である場合に限る。なお、歩行距離は緩和しない。

【表2】

減少の要件	減少できる能力単位の数値等
大型消火器の有効範囲の部分	2分の1
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の有効範囲部分	3分の1※

※防火対象物の11階以上の部分に設置するものには適用しない。

## 5 消火器具の算定

消火器具は次により必要な能力単位及び設置数を算定（少数点以下は合算時に繰り上げ）し、それに充足する能力単位及び数の 10 型粉末消火器を設置する。

### (1) 令 10 条防対（規則第 6 条第 1 項・第 2 項）

令 10 条防対の延べ面積（防火対象物の部分の場合は「床面積」と読み替える。）を、表 3 の該当数値で除して得た数以上を必要能力単位とする。

【表 3】

防火対象物 又はその部分	一般のもの	主要構造部を耐火構造とし、 かつ、壁、天井（屋根）の室内 内面を難燃材料仕上げのもの
(1) 項イ、(2) 項、(16 の 2) 項、(16 の 3) 項、(17) 項	延べ面積/50 m <sup>2</sup>	延べ面積/100 m <sup>2</sup>
(1) 項ロ、(3)～(6) 項、(9) 項及び(12)～(14) 項	延べ面積/100 m <sup>2</sup>	延べ面積/200 m <sup>2</sup>
(7) 項、(8) 項、(10) 項、 (11) 項及び(15) 項	延べ面積/200 m <sup>2</sup>	延べ面積/400 m <sup>2</sup>

【例 1】

防火対象物	(4) 項 延べ面積 300 m <sup>2</sup> その他構造 2 階
算 定	300 m <sup>2</sup> ÷ 100 = 3 （必要能力単位 3）
設置箇所	各階 1 箇所
<p>(平面図)</p>	
<p>算定結果</p> <p>1 階：10 型粉末消火器 1 本    2 階：10 型粉末消火器 1 本    （能力単位 6）</p>	

【例 2】

防火対象物	(16)項イ 延べ面積 500 m <sup>2</sup> [(3)項口 200 m <sup>2</sup> 、(4)項 300 m <sup>2</sup> ] その他構造 1階
算 定	(3)項口 200 m <sup>2</sup> ÷ 100 m <sup>2</sup> = 2 (4)項 300 m <sup>2</sup> ÷ 100 m <sup>2</sup> = 3 計 5 (必要単位 5)
設置箇所	5箇所
(平面図)	
<p>The diagram shows a floor plan with five fire extinguisher locations marked with black squares and the character '消'. Dashed lines with arrows indicate a 20m coverage radius from each extinguisher. The building is divided into a '物販店' (Retail Store) on the left and a '飲食店' (Restaurant) on the right. A 'トイレ' (Toilet) is located at the bottom right. The distance from each extinguisher to the furthest point of its coverage area is marked as (20m).</p>	
算定結果	
10 型粉末消火器 5 本 (能力単位 15)	

【例 3】

防火対象物	(16)項イ 延べ面積 600 m <sup>2</sup> [(4)項 300 m <sup>2</sup> 、(15)項 300 m <sup>2</sup> ] 耐火構造 (難燃仕上げ) 2階建て
算 定	1階(4)項 300 m <sup>2</sup> ÷ 200 = 1.5 2階(15)項 300 m <sup>2</sup> ÷ 400 = 0.75 計 2.25 (必要能力単位 3)
設置箇所	各階 2箇所 計 4箇所
(平面図)	
<p>The diagram shows a two-story building layout. The 1st floor is labeled '1階 物販店 300 m<sup>2</sup>' and contains a 'トイレ' (Toilet). The 2nd floor is labeled '2階 事務所 300 m<sup>2</sup>' and contains a '倉庫' (Warehouse). Four fire extinguisher locations are marked with black squares and '消'. Dashed lines with arrows indicate a 20m coverage radius from each extinguisher. The distance from each extinguisher to the furthest point of its coverage area is marked as (20m).</p>	
算定結果	
1階 : 10 型粉末消火器 2 本 2階 : 10 型粉末消火器 2 本 (能力単位 12)	

(2) 少量危険物、指定可燃物（規則第6条第3項）

規則第6条第3項に規定する危険物又は指定可燃物は種類ごとに、表4の算出方法により得た数以上を必要能力単位とする。

【表4】

区分	算出方法
少量危険物	$\frac{\text{貯蔵又は取り扱い最大数量}}{\text{危政令（※）第1条の11に規定する指定数量}}$
指定可燃物	$\frac{\text{貯蔵又は取り扱い最大数量}}{\text{危政令（※）第1条の12に規定する数量} \times 50}$

※危政令……危険物の規則に関する政令（昭和34年政令第306号）

【例1】

倉庫内で紙くず 5,000kg、ゴムタイヤ 6,000kg の指定可燃物を貯蔵  
能力単位の算定

$$5,000 \div (1,000 \text{ (紙くず 危政令数量 1,000kg)} \times 50) = 0.1$$

$$6,000 \div (3,000 \text{ (合成樹脂類その他のもの 3,000kg)} \times 50) = 0.04$$

計 0.14 （必要能力単位 1）

設置数 1 の消火器具から歩行距離 20m で指定可燃物を包含している。

算定結果

10型粉末消火器 1本 （能力単位 3）

【例2】

防火対象物	(12)項イ 延べ面積 400 m <sup>2</sup> その他構造 1階 灯油 400ℓ 保管
算定	(12)項イ 400 m <sup>2</sup> ÷ 100 m <sup>2</sup> = 4 少量危険物 400 ÷ 1,000 = 0.4 計 4.4 （必要能力単位 5）
設置箇所	2箇所
<p>(平面図)</p>	
算定結果	10型粉末消火器 2本 （能力単位 6）

(3) 電気設備等（規則第6条第4項・条例29条第2項第3号）

規則第6条第4項及び条例29条第2項第3号に規定する設備は表5に掲げる設備をいい、各設備の据え付けられた部分の床面積（以下「据付け面積」という。※1）を表5の設置単位で除して得た数以上を必要能力単位とする。なお、防火対象物の屋上や底下に各設備を設置する場合も同様の方法で算定する。

※1 据付け面積は、昭和51年第37号通知第1-2の面積を準用する。（当該電気設備の周囲に水平距離5mの線で囲まれた部分の面積をいう。ただし、不燃材料の壁、天井、床又は防火設備で区画されている部分に設ける場合は、当該区画された部分の床面積。）

【表5】

法令	区分	設置単位
規則第6条第4項	<p>次のうち交流の場合600V、直流の場合750Vを超えるもの</p> <p>(ア) 変圧器</p> <p>(イ) 配電盤</p> <p>(ウ) その他これらに類する電気設備</p> <p>発電機又は変圧器の特別高圧若しくは高圧電路に接続する電気機器（電路に接続するリアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサ、遮断機、計器用変成器等をいう。）及び蓄電池設備</p>	
条例第29条第2項第3号	<p>(ア) 変電設備（全出力20kWを超えるもの）</p> <p>(イ) 発電設備（移動式のものを除く）</p> <p>(ウ) その他これらに類する電気設備</p> <p>規則第6条第4項（ウ）に準ずるが、下記のもの除く</p> <p><u>除外項目</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配電盤、分電盤又は制御盤のみなもの</li> <li>・電気機器で、乾式、モールド型等の冷却又は絶縁のために油類を使用せず、かつ密閉式等の可燃性ガスを発生する恐れのないもの</li> <li>・蓄電池容量が10kW時以下のもの及び蓄電池容量が10kW時を超え20kW時以下のものであって、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるもの</li> <li>・蓄電池設備で、鉛蓄電池設備又はアルカリ蓄電池設備のうち制御弁式のもの</li> <li>・配線、照明、電動機等</li> <li>・急速充電設備で、その全出力が20kW以下のもの</li> </ul>	<p>100㎡以下ごとに1個（1単位と読み替える）</p>

【例 1】

防火対象物	(12)項イ 延べ面積 500 m <sup>2</sup> その他構造 1階
算 定	(12)項イ 500 m <sup>2</sup> ÷ 100 m <sup>2</sup> = 5 変電設備据付け面積 30 m <sup>2</sup> = 1 計 6 (必要能力単位 6)
設置箇所	2箇所
(平面図)	
算定結果	
10 型粉末消火器 2 本 (能力単位 6)	

【例 2】

防火対象物	(5)項イ 屋上 ① 自家発電設備 1 機、変電設備 1 機 ②変電設備 1 機
算 定	① 自家発電設備 + 変電設備 200 m <sup>2</sup> (必要能力単位 2) ② 変電設備 50 m <sup>2</sup> (必要能力単位 1)
設置箇所	2箇所
(平面図)	
算定結果	
10 型粉末消火器 2 本 (能力単位 6)	

(4) 火気を使用する場所等（規則第6条第5項・条例29条第2項第4号）

規則第6条第5項及び条例29条第2項第4号に規定する場所は表6に掲げる場所をいい、その設備を使用している室の面積を表6の設置単位で除して得た数以上を必要能力単位とする。ただし、その場所の区画が広大な場合や、地下など区画の無い場合は、その場所で使用される機器や設備の据付け面積（(3)に準ずる。）を表5の設置単位（100㎡以下ごとに1単位）で除して得た数以上を必要能力単位とすること。

ボイラー、乾燥機は規模や容量に係らず小規模なものが設置された場所も対象となる。

防火対象物の屋上に各設備を設置する場合は、(3)に準ずる。

【表6】

法令	区分	設置単位
規則第6条第5項	(ア) 鍛造場、ボイラー室、乾燥室 (イ) その他多量の火気を使用する場所 ・火気を使用する厨房（飲食店の小規模なガスコンロ含む） ・営業用食品加工炉及びかまどを設置する場所 ・工業炉を設置する場所 ・熱風炉を設置する場所 ・公衆浴場の火焚場 ・火葬場のかま場 ・焼却炉を設置する場所	
条例第29条第2号第4号	(ア) 鍛造場（鍛造のために火気を使用する場所に限る） (イ) ボイラー室（ボイラーが設置されている場所） (ウ) 乾燥室（乾燥機が設置されている場所） (エ) サウナ室 (オ) その他多量の火気を使用する場所 上記「規則第6条第5項(イ)」及び下記のもの。 ・給湯湯沸設備（1設備の入力70kW以上）を設置する場所 ・温風暖房機（1設備の入力70kW以上）を設置する場所 ・乾燥設備を設置する場所 ・ヒートポンプ冷暖房機（1設備の入力70kW以上）を設置する場所	25㎡以下 ごとに1 単位

【例 1】

防火対象物	(3)項ロ 延べ面積 200 m <sup>2</sup> その他構造 1階 厨房あり
算定	(3)項ロ 200 m <sup>2</sup> ÷ 100 m <sup>2</sup> = 2 厨房面積 50 m <sup>2</sup> ÷ 25 = 2 計 4 単位 (必要単位 4)
設置箇所	2箇所
(平面図)	
算定結果	
10 型粉末消火器 2 本 (能力単位 6)	

【例 2】

防火対象物	(12)項イ屋上 ① 給湯設備 6 機、変電設備 1 機 ② ヒートポンプ冷暖房機 2 機
算定	① 給湯設備 + 変電設備 300 m <sup>2</sup> ÷ 100 = 3 (必要能力単位 3) ② ヒートポンプ冷暖房機 200 m <sup>2</sup> ÷ 100 = 2 (必要能力単位 2)
設置箇所	2箇所
(平面図)	
算定結果	
10 型粉末消火器 2 本 (能力単位 6)	

(5) その他の場所（条例 29 条第 2 項第 1 号・ 2 号・ 5 号・ 6 号）

条例 29 条第 2 項第 1 号、同項 2 号、同項 5 号及び同項 6 号に規定する場所は表 7 に掲げる場所をいい、その場所で使用される火源となる機器や設備を表 7 の設置単位で除して得た数以上を必要能力単位とする。

【表 7】

法令	区分	算出方法
条例第 29 条第 2 項第 1 号	火花を生ずる設備のある場所 ・グラビヤ印刷機 ・ゴムスプレッダー ・起毛機 ・反毛機 ・製綿機 ・その他操作に際し火花を生じ、かつ可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備のある場所	歩行距離 20m につき 1 単位
同項第 2 号	動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物等を煮沸する設備又は器具のある場所 ※営業を目的とした揚げ物等を調理する設備等のある場所又は工場等で危険物類を加熱又は煮沸する設備のある場所をいう。ただし、(4)火気を使用する場所等として消火器具を設置したものに重複して消火器具は設置しない。	
同項第 5 号	核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ※核燃料物質とは、原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）第 3 条第 2 号及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令（昭和 32 年政令第 325 号）第 1 条第 1 号から第 8 号までに掲げる物質をいい、放射性同位元素とは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項及び同法施行令（昭和 35 年政令第 259 号）第 1 条並びに放射線を放出する同位元素の数量等（平成 12 年科学技術庁告示 5 号）に掲げるものをいう。	
第 5 号 同項	溶接又は溶断の作業をする場所	

【例 1】

防火対象物	(12)項イ 延べ面積 300 m <sup>2</sup> その他構造 1階 製綿機 2機、起毛機 1機
算定	(12)項イ 300 m <sup>2</sup> ÷ 100 m <sup>2</sup> = 3 製綿機 歩行距離 20m以内に 2機 = 1 起毛機 歩行距離 20m以内に 1機 = 1 計 5 (必要能力単位 5)
設置箇所	2箇所
(平面図)	
算定結果	10 型粉末消火器 2本 (能力単位 6)

## 6 標識の設置

規則第9条第4項に規定する標識は次によること。（昭和44年10月20日消防予第238号）

### (1) 標識の基準

#### (ア) 規格

短辺8cm以上、長辺24cm以上とすること。（横文字、縦文字は問わない）

#### (イ) 配色

地を赤色、文字を白色とすること。

#### 【標識例】



### (2) 標識を設置することができない場合

標識を設置することができない場合、消火器のピクトグラム（9cm角以上、地が赤、消火器のピクトグラムが白）を設けることにより令第32条の規定を適用し、次のとおり標識を設けないことができる。

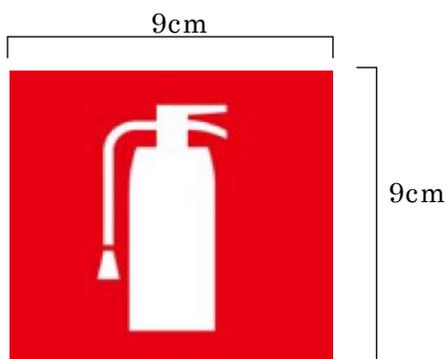
#### (ア) 消火器が直接視認できる場合

消火器が設置されていることで直接視認することができる場合、消火器のピクトグラムを消火器付近の視認性の良い場所に設けることで、標識を設けないことができる。（平成29年11月20日消防予第365号）

#### (イ) 消火器を直接視認できない場合（格納箱に収納する場合）

消火器を格納箱等に収納し直接視認できない場合、ピクトグラムのみでは認識することができないおそれがあることから、消火器のピクトグラムを設けるとともに、格納箱等に視認性の良い色（格納箱の色と同系色とならない色）や大きさ（一文字5cm角程度）で「消火器」と表示すること。

#### 【消火器ピクトグラム】



#### 附 則

- 1 この基準は令和3年8月1日から施行する。
- 2 この基準は令和6年1月1日から施行する。